

流域下水道接続点に係る汚水分析業務委託

仕様書

令和 8 年度

下水道施設管理課

(件名)

第 1 条 流域下水道接続点に係る汚水分析業務委託

(契約期間)

第 2 条 契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 18 日まで

(業務内容)

第 3 条 盛岡市内の流域下水道接続点 (37 箇所) で採取した汚水の水質分析
流域下水道接続点 (37 箇所) 詳細は、別紙 1 (位置図) を参照

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 滝沢 1 号幹線 1 | 盛岡市盛岡駅前通地内 |
| (2) 滝沢 1 号幹線 2 | 盛岡市盛岡駅西通二丁目地内 |
| (3) 滝沢 1 号幹線 2 - 1 | 盛岡市盛岡駅西通一丁目地内 |
| (4) 滝沢 1 号幹線 3 | 盛岡市城西町地内 |
| (5) 滝沢 1 号幹線 4 | 盛岡市中屋敷町地内 |
| (6) 滝沢 1 号幹線 5 | 盛岡市稲荷町地内 |
| (7) 滝沢 1 号幹線 5 - 1 | 盛岡市上厨川字新田地内 |
| (8) 滝沢 1 号幹線 10 | 盛岡市月が丘二丁目地内 |
| (9) 滝沢 2 号幹線 1 | 盛岡市土渕字幅地内 |
| (10) 中央幹線 2 | 盛岡市東見前 6 地割地内 |
| (11) 中央幹線 3 | 盛岡市三本柳 21 地割地内 |
| (12) 中央幹線 4 | 盛岡市三本柳 13 地割地内 |
| (13) 中央幹線 5 | 盛岡市津志田 14 地割地内 |
| (14) 中央幹線 5 - 1 | 盛岡市永井 22 地割地内 |
| (15) 中央幹線 6 | 盛岡市永井 13 地割地内 |
| (16) 中央幹線 7 | 盛岡市飯岡新田 7 地割地内 |
| (17) 中央幹線 8 | 盛岡市向中野字幅地内 |
| (18) 中央幹線 8 - 1 | 盛岡市向中野五丁目地内 |
| (19) 中央幹線 9 | 盛岡市本宮三丁目地内 |
| (20) 都南幹線 1 | 盛岡市三本柳 7 地割地内 |
| (21) 都南幹線 1 - 1 | 盛岡市三本柳 2 地割地内 |
| (22) 都南幹線 1 - 2 | 盛岡市南仙北三丁目地内 |
| (23) 都南幹線 2 | 盛岡市東仙北二丁目地内 |
| (24) 都南幹線 3 | 盛岡市東安庭二丁目地内 |
| (25) 雫石幹線 1 | 盛岡市繫字猿田地内 |

(26) 雫石幹線 1－1	盛岡市本宮五丁目地内
(27) 小岩井 1 号幹線	盛岡市繫字尾入野地内
(28) 小岩井 2 号幹線 1	盛岡市繫字山根地内
(29) 広宮沢幹線 1－1	盛岡市永井 16 地割地内
(30) 広宮沢幹線 2	盛岡市羽場 10 地割地内
(31) 手代森 1	盛岡市手代森 28 地割地内
(32) 玉山幹線 10	盛岡市下田字牡丹野地内
(33) 玉山幹線 11	盛岡市渋民字大前田地内
(34) 玉山幹線 12	盛岡市渋民字大前田地内
(35) 玉山幹線 12－1	盛岡市渋民字駅地内
(36) 玉山幹線 14	盛岡市芋田字下芋田地内
(37) 玉山幹線 15	盛岡市好摩字芋田向地内

(分析及び報告)

第 4 条

- (1) 下水の水質調査は、試料採取・分析を受注者が実施する。
- (2) 検体の分析は、受注者自らの検査機関により速やかに行うこと。
- (3) 受注者は、分析完了後、速やかに当該結果に係る報告書を作成し、環境計量士による計量証明書を添付の上、発注者へ提出するものとする。
- (4) 受注者は、分析結果により環境基準値又は指針値を超える数値が検出されたときは、発注者に速やかに報告すること。

(調査方法)

第 5 条

(1) 水質調査回数

各接続箇所について、1 回調査すること。

(2) 水質調査日

10 月中に実施すること。なお、水質調査は、調査開始 48 時間前から開始時までの 24 時間降水量が 10mm 以下であり、かつ調査中に降雨がないと見込まれる日に実施すること。

(3) 水質の調査方法

1) 試料

最終端マンホールにおいて、24 時間採水し（その回数は 2 時間に 1 回とする。）、試料はその流量比で混合した混合試料とすること。また、受注者は、各接続箇所の流量比から時間ごとの採水量を算出し、事前に業務委託打合簿

により発注者へ報告すること。なお、流量比の根拠とする流量計データは、契約締結後、発注者から受注者へ提供する。

2) 分析方法

水質の分析は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省、建設省令第 1 号）に定められた方法によること。

3) 分析項目

分析項目は、別紙 2 に掲げる項目とする。

（検定方法）

第 6 条 「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）」による。

（提出書類）

第 7 条 受注者は履行期間中、次の書類を作成し発注者へ提出しなければならない。なお、提出する書類は、盛岡市市営建設工事請負契約書に基づく各種提出書類の様式について（平成19年 3 月 1 日付け18盛契第137号財政部長通知）に定める様式に準ずるものとする。ただし、当該財政部長通知に定めのないものについては、指示する様式によるものとする。

- (1) 現場責任者通知書
- (2) 業務委託打合簿（不要の場合は省略できる）
- (3) その他、発注者が必要と認めるもの

（業務完了後の提出書類及び完了検査）

第 8 条 受注者は、業務完了後に次の書類を速やかに発注者へ提出し、完了検査を受けなければならない。

- (1) 業務完了届
- (2) 計量証明書
- (3) その他、発注者が必要と認めるもの。

（協議）

第 9 条 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の各条項に関する疑義が生じたときは、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

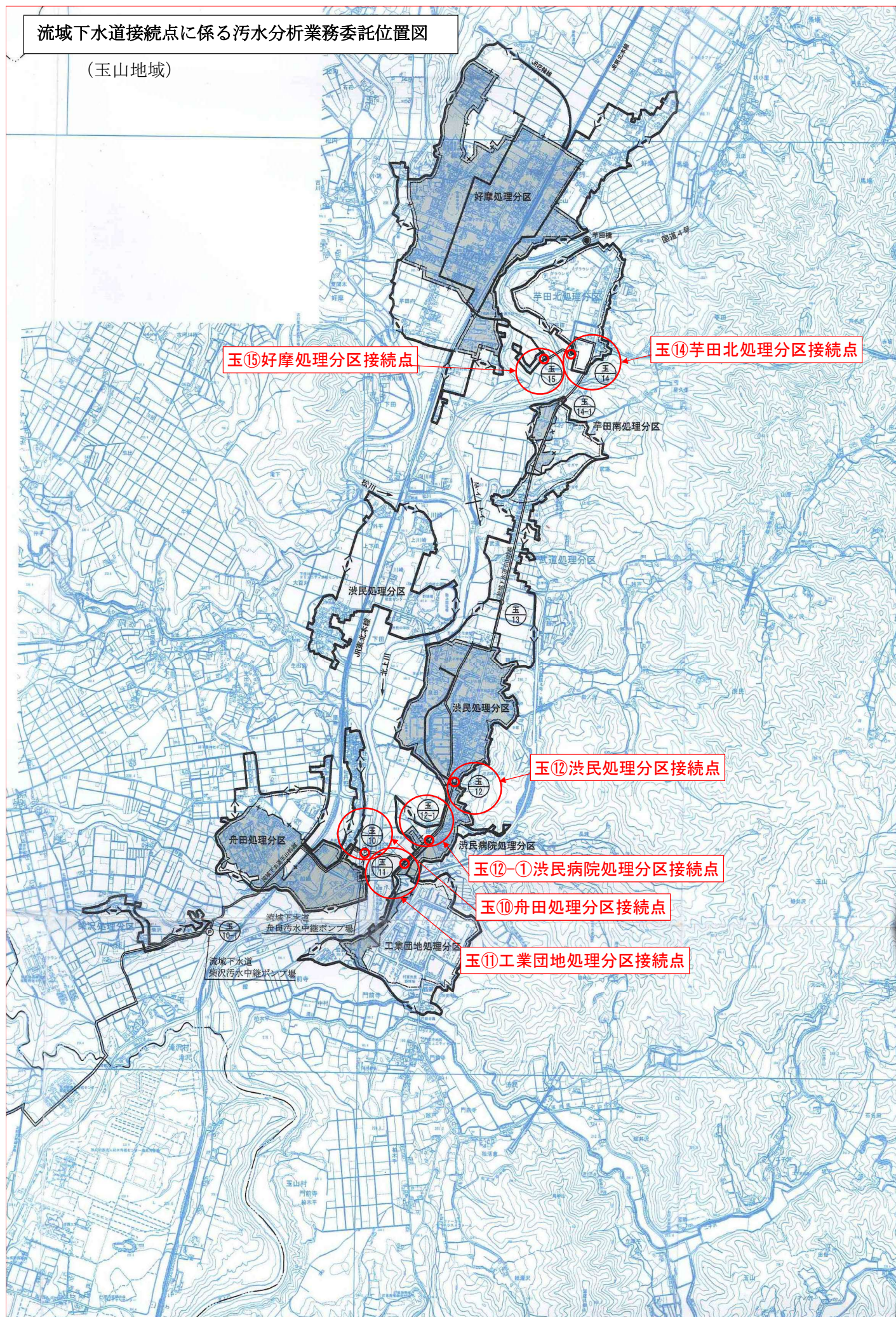
流域下水道接続点 流量計設置位置図

北上川上流流域下水道事務所
〒020-0832
盛岡市東見前3地割10-2
都南浄化センター内
TEL 019-638-2621

北上川上流流域下水道事務所
〒020-0832
盛岡市東見前3地割10-2
都南浄化センター内
TEL 019-638-2621

流域下水道接続点に係る汚水分析業務委託位置図

(玉山地域)



【別紙2】

令和8年度 流域下水道接続点に係る汚水分析業務委託 分析項目表

(流域下水道接続点に係る汚水分析業務委託)

[illegible]